

2025年4月1日から 宅地建物取引業免許等の 電子申請が開始される予定

京都府では、令和7年4月1日（火）から「国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）」を利用した電子申請を導入される予定です。（これまでどおり書面による申請・届出も受け付けます。）

電子申請が可能になる手続き

<宅地建物取引業>

- ・宅地建物取引業免許申請（新規・更新）
- ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出
- ・宅地建物取引業免許証書換交付申請
- ・宅地建物取引業免許証再交付申請
- ・業務を行う場所の届出（50条2項）
- ・廃業等届出
- ・営業保証金供託済届出

<宅地建物取引士>

- ・宅地建物取引士登録申請
 - ・宅地建物取引士変更登録申請
 - ・宅地建物取引士登録移転申請
 - ・宅地建物取引士死亡等届出
 - ・宅地建物取引士登録消除申請
- ※宅地建物取引士証の交付申請は従来どおり
（公社）京都府宅地建物取引業協会または
（公社）全日本不動産協会京都府本部まで

電子申請の導入に伴い、免許申請手数料が改定予定です

電子申請の導入に合わせて、令和7年4月1日以降の申請分から、「宅地建物取引業免許申請手数料（新規・更新）」が以下のとおり改定される予定です。

電子申請の場合：**26,500円**（改定前：33,000円）

※書面による申請の場合は、これまでどおり33,000円になります。

納付方法等について、裏面をご覧ください。

<納付方法について>

eMLITには手数料の納付機能がありません。そのため、すべての手続きについて、当面の間、電子納付は行えません。手数料の支払いに関しては、これまでどおり

- (1) 庁舎窓口（手数料等納付用券売機）での納付
- (2) 納付書による納付（コンビニエンスストア・金融機関）
- (3) ウェブサイトで事前登録した上でのコンビニエンスストアでの納付で納入してください。

<手数料納付についての注意事項>

- ・上記の(1)(2)の方法では、納付の際に発行される「納付済証」を申請時に別途郵送等で提出いただく必要があります。
- ・(3)のウェブ事前登録での納付であれば、郵送等は不要となり、オンライン上のみで手続きが可能となりますので、便利です。

電子申請される場合も全日京都から申請できます

電子申請される場合も、システム内での申請先について「全日京都」をお選びいただき、全日京都を經由して申請していただきますよう、お願いいたします。

宅地建物取引業免許の申請書類等の様式が変更予定です

令和7年4月1日以降、宅地建物取引業免許の申請書類等について、様式が変更になる予定です。

<本チラシに関するお問い合わせ>

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

TEL:075-251-1177